

議案第52号

議会の議決を経た契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

議会の議決を経た契約の一部変更について
議会の議決を経た契約の一部を、下記のとおり変更する。

記

- 1 契約の件名 杉並区立児童相談所建設電気設備工事
- 2 契約の金額 変更前 金365,522,465円也
変更後 金413,218,465円也

(提案理由)

令和6年第3回杉並区議会定例会において議決を経た議案第74号について、仕様の一部を変更すること等に伴い契約金額を変更する必要がある。

案内図

杉並区立児童相談所建設電気設備工事



杉並区立児童相談所建設電気設備工事（変更）
工事概要

1. 工 事 件 名 杉並区立児童相談所建設電気設備工事
2. 工 事 場 所 杉並区阿佐谷南一丁目14番 8 号
3. 工 期 契約締結の翌日から令和 8 年 8 月 31 日まで
4. 契 約 の 相 手 方 杉並区井草五丁目 1 番 12 号
東九・栄新建設共同企業体
代表者 東九電気工事株式会社
代表取締役 大塚 繁
5. 変 更 理 由 (1) 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の
必要が生じたため。
(令和 7 年第 4 回杉並区議会定例会 報告第 2 8 号)
(2) 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の
必要が生じたため。
6. 支 出 科 目 令和 6 年度 一般会計
保健福祉費 児童福祉費 児童福祉施設整備費 工事請負費
令和 7 年度 債務負担行為
令和 8 年度 債務負担行為

